

議第二十七号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一三十三の項中「山県市」の下に「飛驒市」を加える。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。